

# 伊勢崎市原油価格・物価高騰対策事業者支援金

**申請期限** を **令和5年 1月31日(火)** **【必着】** まで **延長** します。

～ 申請がお済みでない対象事業者の皆さまは、お早めの手続きにご協力ください ～

## <<相談窓口>>

コールセンター電話番号 **0120-679-255** (平日9時から17時)

事務局 E-mail : [info@isesakishien.com](mailto:info@isesakishien.com) (※メールでの申請はできません)

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願いします

※12月29日～1月3日は、年末年始休業とさせていただきます

## <<申請書の送付先>>

〒371-0847

前橋市大友町3-24-1

ホテル1-2-3前橋マーキュリー内

伊勢崎市原油価格・物価高騰支援金事務局 宛

※レターパックや簡易書留等の追跡可能な方法で  
郵送してください。

## <<申請書のダウンロード>>

伊勢崎市ホームページからダウンロードしてください。

※必要書類は市商工労働課の窓口  
(市役所北館2階)でもお渡し  
しています。

▼詳しくはこちら



## 1 対象となる事業者

伊勢崎市原油価格・物価高騰対策事業者支援金

検索

(1) ～ (4)の要件を全て満たす事業者が対象となります。

(1) 令和4年6月1日以前から事業を開始し、事業収入を得ている事業者のうち、市内に事業所を置いている事業者(法人及び個人事業主) または 令和4年10月1日以前から市内に住所を置き、市外で経営活動をする個人事業主

(2) 主たる事業(日本標準産業分類)が次のいずれかである。

建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉

(3) 売上高または粗利益について、令和3年11月～令和4年10月のいずれかの月の額が、平成30年11月以降の任意の同月の額と比較して **20%以上**減少している。

ただし、令和3年11月2日以降に開業した者については、令和3年11月から令和4年10月までの任意の1か月の売上高または粗利益が、当該任意月の直近3か月の平均と比べて **20%以上**減少している。

(4) 本支援金受給後も事業を継続する意思がある。

ただし、以下の者は対象外となります。

- ・自己または自己の団体の役員等が、伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年6月29日条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団または同条第4号に規定する暴力団員等である者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- ・法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人
- ・政治団体もしくは宗教上の組織または団体
- ・他自治体にて、同様の趣旨の給付金を受給している者

(裏面へ続きます)

## 2 支給額

1事業者につき、一律 **10万円**（1回限り）

## 3 申請期間

令和4年 **11月1日**（火）～ 令和5年 **1月31日**（火） **必着**

※申請期限を延長しました。

## 4 申請方法

下記送付先へ、レターパックや簡易書留等の追跡可能な方法で郵送してください。

## 5 申請に必要な書類

※下記以外に追加で資料の提出を求める場合があります。

共通書類 (個人事業主・法人・新規開業者)	①申請書兼誓約書（様式第1号）	市ホームページからダウンロードできます。
	②請求書（様式第2号）	市ホームページからダウンロードできます。
	③振込先口座通帳の写し	金融機関名、支店名、振込先名義（カナ氏名）、口座種別、口座番号等がわかるもの
	④減少率の比較に用いた ④平成30年11月～令和3年10月の任意の月 ④令和3年11月～令和4年10月の④と同じ月の売上高または粗利益が確認できる以下の書類のいずれか（20%以上の減少が確認できるもの） (1)法人事業概況説明書 (2)青色申告決算書 (3)売上台帳や帳簿など	対象月の売上高または粗利益を確認できるものがない場合は、市ホームページから「支給要件確認月の売上高または粗利益を証明する書類(参考様式1)」をダウンロードして提出してください。
個人事業主	⑤直近の確定申告書の写し (1)青色申告を行っている人 確定申告書B第一表 及び 青色申告決算書 (2)白色申告を行っている人 確定申告書B第一表 及び 収支内訳書 (3)市民税・県民税申告を行っている人 市民税・県民税申告書	【確定申告書】 税務署受付印または電子申告受付番号の印字が必要です。 【市民税・県民税申告書】 受付印が必要です。
	⑥国民健康保険証の写し（表面）	国民健康保険証を提出できない場合には、運転免許証（両面）、マイナンバーカード(表面)の写し
	⑦業務委託契約書の写し または 業務委託契約等契約申立書（参考様式2）（該当者のみ）	業務委託契約等に基づく収入があったことを証明するために必要です。
法人	⑧直近の法人税確定申告書別表一 および 法人事業概況説明書	税務署受付印または電子申告受付番号の印字が必要です。
	⑨現在（履歴）事項全部証明書の写し または 登記簿謄本もしくは抄本	発行日から3か月以内のもの。 ※インターネット版も可
新規開業者	⑩令和3年11月から令和4年10月までの任意の月及び同月の直前3ヶ月分の売上高または粗利益を証明する売上台帳または帳簿等（20%以上の減少が確認できるもの）	例) 令和4年6月と直前3か月（3～5月）の売上高を比較する場合、令和4年3月から6月までの書類が必要です。
	⑪開業届の写し（個人事業主のみ）	開業日が令和4年6月1日以前で、かつ税務署の受付印が令和4年7月1日以前のもの

### 送付先

〒371-0847

前橋市大友町3-24-1 ホテル1-2-3前橋マーキュリー内

伊勢崎市原油価格・物価高騰支援金事務局

### 問合せ先

コールセンター電話番号 0120-679-255（平日9時から17時）

事務局 E-mail: info@isesakishien.com（※メールでの申請はできません）

※12月29日～1月3日は、年末年始休業とさせていただきます

▼詳しくはこちら

